

住宅営団の設立理念と事業実態に関する研究

代表 西澤 泰彦(名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻 助教授)
委員 大塚 毅彦(明石工業高等専門学校建築学科 助教授)
委員 砂本 文彦(広島国際大学社会環境科学部建築創造学科 講師)
委員 鈴木 千里(名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程在学)

[研究報告要旨]

本研究は、昭和16年5月に設立され、昭和21年12月まで存続した住宅営団について、その設立理念と事業実態の解明を試みたものである。

住宅営団の設立理念について、住宅営団設立の発端となった建築学会住宅問題委員会や厚生省住宅対策委員会での検討内容、住宅営団設立に合わせて厚生省が作成した「設計基準平面図案」の内容、を分析した。その結果、建築学会住宅問題委員会や厚生省住宅対策委員会において、当時、深刻化していた住宅難に対して、政府の政策として住宅建設を進めることが議論されたことが明確になった。そして、厚生省は、「設計基準平面図案」の作成を通して住宅の建設戸数だけでなく、採光や通風の確保、家族構成に応じた居室の確保など「住宅の質」を維持することを試みた。これは、政府が住宅の質を検討した最初の事例であった。ただし、戦時体制であったことから、資材不足などを理由に住宅のコンパクト化が図られることとなった。

住宅営団の事業実態について、全国5ヶ所（仙台、東京、名古屋、大阪、福岡、後に広島、横浜、高松に開設されて8ヶ所）に設置された支所単位で展開されたことに注目し、名古屋支所の事業実態を中心に調査分析をおこなった。その結果、住宅営団が実際に建設した住宅地は、単に住宅を供給するだけではなく、公園や保育所、浴場、集会所という公的施設を配置し、商店も設けられ、それは日々の生活が可能な街としてつくられていた。そして、名古屋支所では、これらの建設が、土地区画整理事業と連動し、また、軍需工場との関係で建設される事例が多いことも判明した。

このような結果から、住宅営団は、その設立に当り、政府が政策として住宅問題に対応する契機となり、また、実際の住宅地建設における工夫は、当時の日本国内における住宅地開発の先進的な事例となった。